ヘアートラップ管理要領

・洗髪台の髪の毛は毎日取り除きます。

・ストレーナーは、毎週１回程度取り外し、清掃をします。

・底部沈殿物等は、毎月１回程度すき上げ、除去をします。

・ヘアートラップ設置に際し、今後、苅田町職員が必要に応じて

立ち入り検査を行うことがありますので、その際はご協力します。

年　　月　　日

店名

住所

氏名　　㊞